

久万高原町地域学校協働活動推進員設置要綱

令和6年5月10日
教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項に基づき久万高原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、久万高原町立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

2 教育委員会は、必要に応じて推進員のリーダー的存在として統括的な地域学校協働活動推進員（以下「統括推進員」という。）を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1名程度とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

2 統括推進員は、前項の要件に該当する者であって、教育委員会が適当であると認めるもののうちから委嘱する。

(委嘱期間及び解職)

第6条 推進員及び統括推進員（以下「推進員等」という。）の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員等が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、任期の満了前であっても解職することができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員等としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
 - (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
 - (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
 - (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動
- 2 統括推進員の活動内容は、前項の活動に加え、次の各号のとおりとする。

- (1) 推進員への適切な助言・指導や事例の紹介に関する活動
- (2) 推進員の育成、人材の発掘・確保の推進に関する活動
(推進員連絡会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員連絡会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。
(服務)

第9条 推進員等は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの告示等に従い、かつ教育委員会の指揮監督を受け、職務上の指示に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(守秘義務)

第10条 推進員等は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員等の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第11条 推進員等及び推進員連絡会の庶務は、教育委員会において処理する。

(謝金)

第12条 推進員等の活動に対する謝金は、別表に定める額を上限とし、予算の範囲内において支給する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、推進員等に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第11条関係）

種別	支給区分	金額
統括推進員	1時間	1,480円
推進員	1時間	1,200円